

田野町給食センター調理・配送等業務委託プロポーザル募集要領

1. 募集要項について

田野町（以下「町」という）では、令和7年度から田野町給食センターの調理・配送等業務を民間事業者へ委託するため、下記のとおり公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行います。

この募集要領は、調理・配送等業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

2. 業務の概要

(1) 業務の名称

田野町給食センター調理・配送等業務委託

(2) 業務場所

田野町給食センター：田野町1594番地他

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

(4) 業務内容

別紙田野町給食センター調理・配送等業務委託仕様書のとおり

(5) 提案限度額（単年）

2,700万円（消費税及び地方消費税を除く。）

3. 参加資格

(1) 参加要件

参加事業者は、次の要件を全て満たしていることとします。

ア 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 厚生労働省作成「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められている「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務を3年以上経験していること。高知県内で学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食の実施に必要な施設での調理業務の経験を3年以上有し、または学校調理業務の経験が3年未満であっても、現に学校調理業務の委託契約を3件以上締結していること。なお、事故等緊急時の人員配置減に備え、高知市以東で学校調理業務の委託契約を締結していること。

ウ 町との連絡・調整が速やかに行えるように、高知県内に本社、支社、事業所のいずれかを本委託業務開始までに有していること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

オ 参加表明書兼参加資格審査申請書の提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 最近1年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納していない者。

キ 過去3年以内に学校給食において、食品衛生法の営業停止処分を受けていない者。

ク 食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過している者。

- コ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年以上経過している者。
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- シ 参加表明書兼参加資格審査申請書の提出期限日以降において、田野町から指名停止処分を受けていないこと。なお、参加表明書兼参加資格審査申請書の提出日から契約締結までの間に、田野町から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

(2) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加表明書兼参加資格審査申請書の提出日を基準とする。ただし、参加表明書兼参加資格審査申請書受理後から委託事業者が決定するまでに参加者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

(3) 参加に関する留意事項

- ア 参加事業者は、提案書の提出をもって募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
 - イ 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。
 - ウ 参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とします。
 - エ 参加事業者から募集要領に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、町は必要があるときは募集要領等に基づき提出される書類の内容を無償で 사용할ことができるものとします。なお、選定にかかる公表等を行う場合には、応募書類の内容の一部を使用する場合があります。
 - オ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係らず返却いたしません。
 - カ 町が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を掲示することを禁止します。
 - キ 参加表明書兼参加資格審査申請書提出日から委託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は無効とします。
 - (ア) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - (イ) 同一の参加事業者が複数の提案を行った場合
 - (ウ) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
 - (エ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - (オ) 虚偽の内容が記載されている場合
 - (カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (キ) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) その他
- ア 町が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
 - イ 本募集要領に定めるものの他、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知します。
 - ウ 選考結果についての不服及び異議申し立ては認めません。

4. 参加手続

事業実施のスケジュールは以下のとおりです。ただし、受付は午前8時30分～午後5時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

参加書類の交付、公表	令和6年11月5日（火）
募集要領に関する質問の受付期限	令和6年11月18日（月）
質問の回答	令和6年11月22日（金）
参加表明書兼参加資格審査申請書受付期限	令和6年12月20日（金）
提案書類の受付	令和6年12月23日（月）～12月27日（金）
提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査	令和7年1月上旬
審査結果通知	令和7年1月上旬
業務委託予定事業者の決定	令和7年1月中旬
業務委託事業者の決定	令和7年1月中旬
開始準備	決定後～令和7年3月31日（月）

(1) 募集要領に関する質問の受付

本募集要領の内容に関する質問を、次のとおり受け付けます。

ア 質問書（別添4）に内容を簡潔にまとめて記載し、事務局（田野町教育委員会）までEメールにより提出してください。

イ 受付期限は、令和6年11月18日（月）午後5時までとします。

(2) 質問の回答

質問の回答書は、令和6年11月22日（金）にEメールにより回答します。なお、電話及び口頭等の個別対応はいたしません。

質疑に対する回答は、実施要領や業務仕様書等の追加又は修正とみなします。

5. 様式

- (1) 募集要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本書
- (2) 仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添1
- (3) 業者選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添2
- (4) 参加表明書兼参加資格審査申請書・・・・・・・・別添3
- (5) 質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添4
- (6) 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添5
- (7) 経営状況調査表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添6

6. 提出書類

(1) 参加表明書兼参加資格審査申請書

ア 提出期限 令和6年12月20日（金）午後5時

イ 提出書類

参加表明書兼参加資格審査申請書（別添3）1部

(2) 提案書および見積書

ア 提出期限 令和6年12月23日（月）～令和6年12月27日（金）午後3時

イ 提出書類

(ア) 提案書

a 原則としてA4判・縦型・横書き・左綴じとし、ページ番号を付けるとともに、フラットファイルに編冊してください。

b 業者選定基準(別添2)の項目番号(1)～(5)について記載すること。

章(区分):(1)～ 節(記載項目):①～

なお、下記の記入例を参考に作成すること。

【記入例】

<表紙>

<次ページ>

令和6年度 田野町給食センター調理・配送等業務委託に 関する企画提案書
事業者名 代表者名

(1) 学校給食に対する基本的な考え方 ①安心・安全でおいしい給食の提供について ***** ***** *****
(2) 業務実施体制(人的体制) ①従事者の雇用計画について ***** ***** *****

※ 無効(失格)となる企画提案書

- i 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ii 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- iii 虚偽の内容が記載されているもの
- iv 履行不可能な内容が記載されているもの
- v 各選考委員の合計得点が総得点の40%に満たないもの

(イ) 見積書(別添5)

- a 見積書は提案限度額以下としてください。
- b 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を除いて記載してください。
- c 見積書(別添5)を先頭に、人件費、被服衛生費、消耗品費、管理費等、詳細な積算内訳書を添付してください。
- d 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成してください。

(ウ) 会社概要

a 会社の沿革(設立から現在に至るまでの経緯)、会社の組織(支店、営業所、事務所及び組織図等)、経営状況調査表(別添6)及び直前の2年分の財務諸表類(損益計算書及び貸借対照表の写し)をA4判フラットファイルに、編冊のうえ、提出すること。なお、会社の沿革及び組織については、パンフレットでも可とします。

ウ 提出部数

各10部(正本:1部・副本:9部)

エ 提出方法

持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送の場合は、書留郵便とし、時間内に到着するようにお願いします。

※ 提出書類に不備があった場合は、こちらから連絡するので、指示に従うこと。なお、再提出期限等の指示に従わない場合は、失格とする。

オ 提案に関する留意事項

(ア) 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規及び、学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等を遵守すること。

(イ) 地域貢献について

調理業務従事者の雇用について、現在、町の調理業務に従事しているパート職員等地域人材の活用に関する提案を行うこと。

(3) 参加辞退届

参加表明書兼参加資格審査申請書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式は問いません。）を提出してください。

(4) 提出先

〒781-6410 高知県安芸郡田野町 1456 番地 42 田野町教育委員会事務局

7. 提案書等の審査

田野町給食センター調理・配送等業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、下記の審査を行い総合的に最も優れた事業者の選考を行います。

(1) 提案選考審査

ア 審査会は、参加資格を備えた参加事業者を対象に、1 事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。詳細については別途通知します。

・日 時 令和7年1月上旬予定

・場 所 田野町ふれあいセンター2階多目的会議室予定

・時 間 プレゼンテーションとヒアリングを含めて30分以内とします。

・出席者 3名までとします。

・準備物 プレゼンテーションを行う際に、プロジェクター、スクリーン等を使用する場合は、事前に申し出ること。パソコン等使用する場合は、各自準備してください。

・準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行ってください。

イ 審査を行う順番は、参加表明書兼参加資格審査申請書の受付順とします。

ウ 審査委員（出席委員）は、参加事業者ごとに評価項目（別紙「業者選定基準」）により評価点を付します。

(2) 審査結果の通知及び公表

選考結果は、参加事業者全員に通知します。

(3) 委託予定者の決定

町は、審査会の審査結果を踏まえて、合計評価点が最も高い参加事業者を、委託予定者として本業務に係る随意契約の相手方とし、契約交渉を行います。なお、委託予定者と契約が締結しない場合は、評価点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と契約を締結します。

(4) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

(5) その他

ア 企画提案書に記載されていない追加提案は認めません。ただし、企画提案書の内容補足は認めません。

イ 令和7年度の業務開始までの業務準備等にかかった経費は全て受託事業者の負担とします。

8. 事務局

〒781-6410 高知県安芸郡田野町 1456 番地 42 田野町教育委員会事務局

TEL : 0887-38-2511 FAX : 0887-38-7000 E-mail : kyoiku@town.kochi-tano.lg.jp